

指名基準の例外的取扱いについて

(平成 27 年 3 月 19 日 契約室長決裁)

建設工事の施工及び測量、建設コンサルタント等の業務に当たって業者を選定する場合は、「北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(平成 6 年規則第 59 号) 第 14 条及び「北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」(平成 6 年規則第 60 号) 第 12 条に規定する指名基準に基づいて選定することとしている。

しかし、この指名基準に基づいて業者を選定することができない特別の事由がある場合は、同条第 1 項ただし書により例外的な取扱いをすることができるが、この適用は最小限に止めるべきものであり、安易に適用すべきものではない。

このため、特別の事由があると認められる場合の手続について、下記のように定める。

なお、軽微な工事の施工に当たっては、「軽微な工事の執行要領」に基づいて措置されたい。

記

1 建設工事の無登録業者を選定する場合

事前に、別紙様式 1 により技術監理局契約部長に協議すること。

2 測量、建設コンサルタント等の無登録業者を選定する場合

事前に、別紙様式 2 により技術監理局契約部長に協議すること。

3 上位等級業者を選定する場合

(1) 下水道管渠更生工事の場合

別表に掲げる工事の種別に応じ、別表【省略】に掲げる業者の中から選定を行う場合においては、事前の協議を不要とし、入札後、別紙様式 4 により技術監理局契約部長あて速やかに報告すること。

(2) その他の工事の場合

事前に、別紙様式 3 により技術監理局契約部長に協議すること。

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（協議）

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 59 号）
第 14 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したいので承認くださるようお願いします。

記

- 1 措 置 無登録業者の指名
- 2 理 由 別紙理由書のとおり
- 3 対象工事
 - (1) 工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 概算金額
 - (4) 工期
 - (5) 工種
- 4 対象業者
- 5 添付書類
 - (1) 経営事項審査結果通知書の写し
 - (2) 建設業許可申請書の別表の写し（受任地を設ける場合のみ）
 - (3) 登記簿謄本の写し（法人のみ）
 - (4) 使用印鑑届・委任状
 - (5) 印鑑証明書
 - (6) 納税証明書（北九州市税のみ）
 - (7) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）
 - (8) 労働保険料納入証明書
 - (9) 誓約書

注：当該業者が、登録業者であるが当該工種について無登録である場合においては、添付書類(3)から(9)までについては、省略できる。

北九 第 号
平成 年 月 日

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（協議）

北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 60 号）第 12 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したいので承認くださるようお願いします。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 措 置 | 無登録業者の指名 |
| 2 | 理 由 | 別紙理由書のとおり |
| 3 | 対象工事 | (1) 工事名
(2) 工事場所
(3) 概算金額
(4) 工期
(5) 工種 |
| 4 | 対象業者 | |
| 5 | 添付書類 | (1) 登記簿謄本の写し（法人のみ）
(2) 使用印鑑届・委任状
(3) 印鑑証明書
(4) 納税証明書（北九州市税のみ）
(5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）
(6) 労働保険料納入証明書
(7) 誓約書 |

北九 第 号
平成 年 月 日

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（協議）

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 59 号）第 14 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したいので承認くださるようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 措 置 | 上位等級業者の指名 |
| 2 | 理 由 | 別紙理由書のとおり |
| 3 | 対象工事 | (1) 工事名
(2) 工事場所
(3) 概算金額
(4) 工期
(5) 工種 |
| 4 | 対象業者 |
.....
..... |

注：「4 対象業者」については、当該業者の等級を記載すること。

北九 第 号
平成 年 月 日

技術監理局契約部長 様

指名基準の例外的取扱いについて（報告）

北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 6 年規則第 59 号）第 14 条第 1 項ただし書を適用し、次のとおり措置したので報告します。

記

- | | |
|--------|---|
| 1 対象工事 | (1) 工事名
(2) 工事場所
(3) 契約金額
(4) 工期 |
| 2 工 法 | (別表の工事の種別) |
| 3 指名業者 |
.....
..... |